

議案第9号 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1. 改正する条例

交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

2. 条例改正の目的

国家公務員や警察職員、近隣他団体との待遇面での均衡を図るとともに、緊急消防援助隊は他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成する性格を考慮し、緊急消防援助隊として出動した場合に支給する手当を新たに創設する。

3. 条例改正の主な内容

消防職員の特殊勤務手当に、次の内容を新たに設ける。

支給対象職員	支給額
緊急消防援助隊として出勤し、その業務に従事した職員	日額2,000円

※この手当を支給する場合、交代勤務制として夜間勤務に従事した職員への手当等の他消防職員業務従事手当は支給しない。

※支給対象業務は、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務等を想定している。

4. 施行期日

令和7年4月1日

新				旧			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
備考 緊急消防援助隊として出動し、その業務に従事した職員に対する消防職員業務従事手当を支給する場合は、他の消防職員業務従事手当は支給しない。							